

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	下水道排水設備指定工事店の指定取消し又は停止
根拠法令等及び条項	栃木市下水道排水設備指定工事店規程第10条第2項
根拠条項	栃木市下水道排水設備指定工事店規程第10条第2項
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成30年 4月 1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者            栃木市下水道排水設備指定工事店規程第10条第2項            下水道排水設備指定工事店で以下に該当する者。</p> <p>(1) 条例又は規則に違反した者。</p> <p>(2) 業務に関し不誠実な行為があるときその他市長が指定工事店として不相当と認めた者。</p> <p>2 処分内容            下水道排水設備指定工事店の指定の取り消し、又は一定期間の停止</p>